

医薬品等臨床研究審査委員会における 電子資料の閲覧に供する機器毎の個別利用の手引き

制定日：2014 年 3 月 4 日

弘前大学医学部附属病院 臨床試験管理センター

I 目的と適用範囲

1. 「弘前大学医学部附属病院 医薬品等臨床研究審査委員会における電子資料の閲覧に供する機器及びソフトウェアの利用の手引き」に定める電子資料の閲覧に供する機器（以下、「端末」という。）の使用について、遵守すべき事項等を定める。
2. 医薬品等臨床研究審査委員会において電子資料閲覧をするすべての者に対して適用する。

II 使用する端末

1. 電子資料の閲覧に供する端末は、Apple 社製タブレット端末『iPad®』（ソフトウェア及び周辺機器を含む。以下「iPad」という。）とする。

附則

1. この手引きは、平成26年 3月 4日から施行する。